

II. 予防

大目標	紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、ジェンダーの視点を導入し強化する。			
意義と狙い	武力紛争及び緊張の高まりが男女に与える異なる影響を認識し、ジェンダー視点から紛争の予防・管理・解決を支援する。 紛争の予防・管理・解決において女性が果たす役割を認識し、女性の平等な参加と指導的役割を促進する。 国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進することを目的とした女性の活動を促進する。 武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、女性・女児を中心とした脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、LGBT など。以下「女性・女児等」という。）が紛争予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定から疎外されず、参加できるような包摂的(inclusive)な支援を促進する。			
目標 1	紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムにジェンダー視点を導入する。			
	具体策 1	ジェンダーに配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。	〈指標 1〉各国・地域の情勢分析へのジェンダー分析の導入状況（我が国が行う情勢分析へのジェンダー視点の導入）。 〈指標 2〉紛争国・紛争経験国での ODA 事業におけるジェンダー分析の導入状況。	外務省 JICA
	具体策 2	紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、ジェンダーに配慮をする。	〈指標 1〉紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析におけるジェンダーへの配慮状況。 〈指標 2〉紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析における女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策 3	早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。	〈指標 1〉、早期警戒・早期対応メカニズムの構築・運営への女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策 4	信頼醸成活動への女性の参加。	〈指標 1〉、女性が参加する信頼醸成を目的とする事業の実施状況（文化・学術・スポーツ交流、植林・環境保護等）。	外務省 JICA
目標 2	紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。			
	具体策 1	紛争の影響下にある社会における GBV 等のリスク分析とリスク軽減措置。	〈指標 1〉 ODA 事業のうち、紛争国・紛争経験国における GBV 等の予防を目的とする事業の実施状況と女性の参加状況。 〈指標 2〉 特に脆弱な状況にある難民・国内避難民向けの GBV 等の予防を含む実施状況と女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策 2	紛争とその影響を拡大させないための草	〈指標 1〉 当該活動における女性の指導的役割の実現に向けた支援の実施状況。	外務省 JICA

		の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。		
目標 3	紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、和平プロセスにジェンダー視点を反映させる。			
	具体策 1	日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。	〈指標 1〉日本が関わる和平交渉のプロセスへの女性の参加状況。 〈指標 2〉上記のうち女性が指導的役割を果たした事例。 〈指標 3〉帰還する難民・国内避難民、(特に女性・女兒)のニーズの、交渉への反映状況。	外務省
	具体策 2	GBV 等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスにジェンダー視点を反映。	〈指標 1〉日本が関わる和平プロセスへのジェンダー視点の反映状況。 〈指標 2〉上記のうち GBV 等への対応・予防の考慮状況。	外務省
	具体策 3	高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。	〈指標 1〉国内外の教育機関等における紛争解決スキル向上に資する研修への女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策 4	紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。	〈指標 1〉紛争解決と女性に関する事例調査・研究の実施。	外務省 JICA
目標 4	ジェンダー視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。			
	具体策 1	ジェンダー主流化とジェンダー視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保とジェンダー分析、ニーズ対応等を含む)。	〈指標 1〉海外治安機関対するジェンダー教育の実施状況。 〈指標 2〉研修など女性警察官への支援状況。 〈指標 3〉ジェンダー研修、GBV への対応に関する研修等(ジェンダー特別ユニットの設置等を含む)への支援状況。	外務省 警察庁 JICA
	具体策 2	ジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。	〈指標 1〉現地の司法機関による 1325 の趣旨に沿った指針(ガイドライン)や計画作成への支援状況。 〈指標 2〉女性法曹への支援状況。 〈指標 3〉ジェンダー平等を促進する効果のある法制度整備の支援状況。	外務省 法務省 JICA
	具体策 3	ジェンダー視点とジェンダー主流化を取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。	〈指標 1〉コミュニティ開発事業(再建)におけるジェンダー配慮状況。	外務省 JICA
	具体策 4	ジェンダー視点を取	〈指標 1〉小型武器問題への対応におけ	外務省

		り入れた小型武器管理支援。	るジェンダー配慮状況。	
	具体策5	ジェンダー視点を取り入れた人身取引対策（被害者保護、加害者の訴追、防止）支援。	（指標2）ジェンダー視点を取り入れた人身取引対策（法制度整備、治安・法執行機関への研修等）への支援状況。 （指標3）我が国の支援に係る機関における女性の被害者保護担当官の採用状況。 （指標4）治安・法執行機関部門（軍隊、警察、裁判所等）を対象とする人身取引被害者対策の研修への支援状況。	外務省 JICA
	具体策6	ジェンダー分析や安保理決議1325実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。	（指標1）政府や地方の機関による和解プロセスにおける安保理決議1325実施のためのジェンダー指針（ガイドライン）や計画作成への支援状況。 （指標2）我が国の支援に係る和解プロセスへの女性専門家の参加状況。	外務省 JICA
	具体策7	ジェンダー視点を取り入れた平和教育、「紛争下の性暴力防止のための教育」「ジェンダー差別や性暴力を防止するための教育」を支援。	（指標1）日本が支援する平和教育活動にジェンダー視点が入り込められている事例の有無（支援例がある場合は、支援に係る関係省庁における安保理決議1325実施のための指針の有無を含む）。 （指標2）日本の支援により作成された、平和教育カリキュラムのジェンダー視点の配慮の状況。	外務省 JICA
目標5	平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動への女性の参加を促進し、女性が指導的役割を担えるよう支援して、PKO要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待（SEA）やGBV等の予防・対応能力を強化する。			
	具体策1	PKO要員等によるSEAの予防・対応を強化。	（指標1）PKO要員派遣前研修の実施状況。 （指標2）PKO要員派遣前研修以外の自衛隊の教育課程における関連教育の実施状況。 （指標3）警察官や文民専門家への関連教育の実施状況。	内閣府PKO本部事務局 防衛省 外務省 警察庁
	具体策2	PKO要員等によるGBV等の予防・対応を強化。	（指標1）PKO要員派遣前研修の実施状況。 （指標2）警察官や文民専門家への関連教育の実施状況。	内閣府PKO本部事務局 防衛省 外務省 警察庁
目標6	国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のための国内における女性、市民社会の活動を促進する。			

	具体策 1	緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和のための交流、研究活動等への支援。	〈指標 1〉 国家間の緊張緩和、友好関係の構築、武力によらない紛争解決等を目的とした女性を主体とする民間活動への支援状況。	外務省 JICA
	具体策 2	1325 実施に向けた国際協力の促進。	〈指標 1〉 当該国際協力の状況。	外務省
	具体策 3	国内において、平和教育を促進。	〈指標 1〉 平和教育に関する施策の実施状況。 〈指標 2〉 平和教育のための民間活動への支援状況。	文科省
	具体策 4	性、民族、人種等に基づく差別や暴力を正当化し、煽るような言論の不支持。	〈指標 1〉 本施策を含む行動計画の趣旨目的の周知の状況。 〈指標 2〉 性、民族、人種等に基づく差別や暴力の根絶に向けた教育・啓発の取組状況。	外務省 文科省 法務省